監 第 5 6 号 令和 3 年 8 月 1 9 日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市監査委員勝山信同井戸川員三同長谷川清和

令和2年度決算数値に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、令和3年8月4日付け財第62号をもって審査に付された令和 2年度決算数値に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、 その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和2年度

四街道市健全化判断比率審査意見書 及び四街道市資金不足比率審査意見書

四街道市監查委員

令和2年度 四街道市健全化判断比率審査意見書

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

1 審査の概要

財政健全化審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし実施した。

2 実施場所 監査委員室

3 審査の日程令和3年8月6日

4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

単位:(%)

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	_	_	12.66
② 連結実質赤字比率	_	_	17.66
③ 実質公債費比率	2. 9	2. 4	25.0
④ 将来負担比率	_	_	350.0

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示している。

令和2年度 四街道市資金不足比率審査意見書

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

1 審査の概要

経営健全化審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし実施した。

2 実施場所 監査委員室

3 審査の日程 令和3年8月6日

4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

単位:(%)

会計名	令和元年度	令和2年度	経営健全化基準
① 水道事業会計	_	_	20.0
② 下水道事業会計	_	_	20.0

[※]資金不足比率が算定されない場合は、「一」と表示している。